

陸生動物衛生基準委員会の 2024 年 2 月会合の報告書に対する
日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)、その他の専門委員会、作業部会及び特別専門家会合のこれまでの作業に謝意を示します。我々は、次のテキストに対するコメントを提出します。

内容

- | | |
|--------------------------------|--------|
| 1. 第 7.1 章 アニマルウェルフェアの勧告に関する序論 |2 |
| 2. 第 7.6 章 殺処分時のアニマルウェルフェア |3 |

1. 第 7.1 章 アニマルウェルフェアの勧告に関する序論

1) 第 7.1.2 条及び 7.1.3 条に対するコメント

コード委員会 2024 年 2 月会合報告書 Annex 27 により、アニマルウェルフェアの体系的な評価モデルとして「5 つの領域」の概念が確立していることは理解したが、依然として本章において、各領域で何が求められているのかが明確ではない。WOAH のホームページに、「アニマルウェルフェアには社会からの関心が高まっている」旨の記載があり、このことは、アニマルウェルフェアが、健全な科学として、まだ世界的に十分に根付いていないことを示唆している。「5 つの領域」が「アニマルウェルフェア」の本質的な概念となることを考えると、この「5 つの領域」という文言を本章に含めるためには、できるだけ多くの加盟国に受け入れられるよう、各領域のさらなる明確化が求められる。

2) 第 7.1.5 条に対する修正案

● 第 5 項への修正案

- 5) *動物の社会的グループ分けは、積極的な社会的行動を促進可能にし、怪我、苦痛、および慢性的な恐怖を最小限に抑えるように管理されるべきである。*

理由:

「積極的な社会的行動」は、自然に発現されるべきであり、何らかの事象/行為によって意図的に特定の行動を促進することは、アニマルウェルフェアの概念に合致しない。このため、元の文言である「allow (可能にする)」の方が適切である。

● 第 11 項への修正案

- 11) 所有者と動物取扱者は、動物がこれらの原則に従って扱われることを担保するため、適切な訓練を経て十分な訓練と技術と知識を持つべきである。

理由:

十分な技術と知識は、適切な訓練によって得られることから、「訓練」、「技術」、及び「知識」を並列に列記することは適切ではない。

2. 第 7.6 章 殺処分時のアニマルウェルフェア

1) 全体コメント

最初に、本章の草稿作成におけるアドホック・グループ及びコード委員会の献身的な努力に感謝したい。その上で、さらなる検討のため、現行の同章では「殺処分」は「人道的殺処分」と表現されていたところ、本草案においては単に「殺処分」とされている理由を示されたい。

また、疾病の管理のみであった本章のスコープを自然災害、人災、病気や怪我による苦痛や経済的な理由にまで拡大した理由を示されたい。それぞれ別の章を作成するという他の選択肢もあり得たのではないか。

2) 第 7.6.3 条へのコメント

2パラ目について、現行の同章では「能力は、正式な訓練及び／又は実践的な経験を通じて得ることができる」と記載されていたが、今回の草案では削除されている。適切な殺処分を行うため、訓練や経験が必要であると考えられることから、削除の理由を示されたい。

8パラ目について、「若齢動物は、潜在的苦痛を軽減するために、それらが依存する年齢が高い動物よりも先に殺処分されるべきである。」という記載があるが、本記載の意図が不明である。この点に関する明確化を求めるとともに、科学的根拠を示されたい。

3) 第 7.6.5 条 3 項へのコメント

現行の同章では、動物取扱者の責任として「継続的にアニマルウェルフェアとバイオセキュリティの手順を監視する」という記載があるが、新たな案ではこの一文が削除されている。動物取扱業者が継続的に動物を監視することが重要であることを考えると、削除の理由を示されたい。

4) 第 7.6.8 条への修正案及びコメント

● 第 1 項冒頭部分への修正案

- | |
|---|
| <p>1. 以下の動物ベースの指標は、アニマルウェルフェアの指標として有用である。これらの指標は、アニマルウェルフェアに影響を与える可能性があることから、設計と管理の効率性をモニタリングするためのツールと考えることができる。<u>なお、処置の有効性を判断するためには、複数の指標を組み合わせることが望ましい。また、有用な指標はこれらに限定されるものではない。</u></p> |
|---|

理由：

本条に記載されている動物ベースの指標は有用な指標であるが、1つの指標のみで、アニマルウェルフェアに対するハザードを評価することは十分ではない場合もある。また、有用な指標は本条に記載されているものに限定されないことにも留意すべきである。

● 第1項 d)へのコメント

「呼吸の回復は、これらの動作で確認できない場合は、鼻孔や口 の前に小さな鏡を当てて、湿った空気の呼気による結露の出現を見ることで確認できる」とあるが、呼吸を確認するために「小さな鏡」が必ず必要なのか、それとも単なる例示なのかが明確ではない。様々な状況を想定して、この記述を明確すべきである。